

1 日本の学校制度

(1) 就学前教育について

就学前教育は小学校就学までの乳幼児を対象とし幼稚園、保育所（園）、認定こども園で行われますが、その保育期間は市町村や園（所）によって違います。

幼稚園は、満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、心身の発達を助長することを目的とした教育施設で「学校」です。教育内容は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域となっています。

保育所は、保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり養育することを目的とする施設で、「保育園」とも呼ばれています。教育施設の幼稚園とは異なり、0歳から6歳までの乳幼児を対象として養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。保育内容としては、養護に関わる「生命の保持」と「情緒の安定」、教育に関わるものは幼稚園と同じく5領域となっています。

認定こども園は、就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設で、保護者が働いている、働いていないにかかわらず利用できます。幼稚園と保育所（園）の両方の機能を持つ施設で、0歳から6歳までの乳幼児を対象としています。

(2) 初等・中等教育について

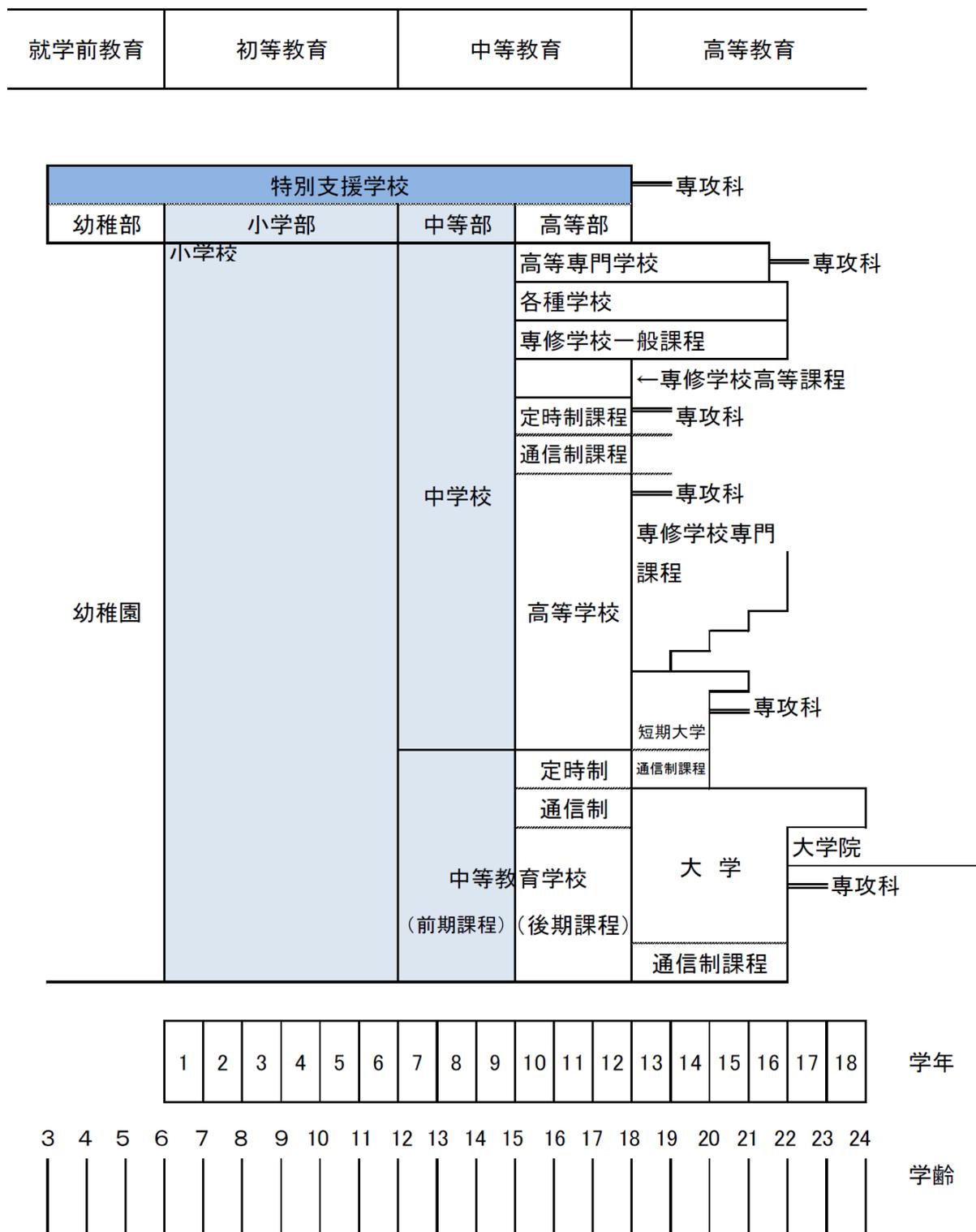
- ① 小学校には満6歳を過ぎた最初の4月から入学することとされ、6年間の小学校教育を行います。小学校を卒業すると中学校に入学し、3年間の中学校教育を行います。この間、自分の子どもを必ず学校に入学させなければならないことになっており、これを義務教育といいます。
- ② 日本の小学校、中学校は国の制度のもと、同じ学年の子どもたちは同じ教育を受けられることになっており、公立の小学校、中学校の授業料及び教科書代は、無償とされています。ただし、他の教材等は有償です。
- ③ 小学校及び中学校における義務教育を修了し、入学のための試験等に合格すれば、高等学校、各種専門学校に入学することができます。高等学校では、普通科または職業教育を主とする専門学科、また、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択できる総合学科があり、通常3年間の教育を受けることができます。高等学校には、全日制、定時制、通信制の課程があります。
- ④ 障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、特別支援学校や、特別支援学級等を設置している小学校、中学校もあります。子どもの教育的ニーズに基づいた指導及び支援を行っています。特別支援学校の授業料は無償です。

(3) 高等教育について

高等教育は、主として大学と短期大学で行われます。これらは高度で専門的な教育を行う機関で、通常、大学の修業年限は4年、短期大学は2年です。さらに、高度な高等教育を行う機関として大学院（2年あるいは5年）があります。

なお、この他に職業等に必要な能力を育成する機関として専門学校（主に2年）があります。

日本の学校系統図



就学ガイドブックー日本の学校への入学手続きー（2015年4月文部科学省発行）より引用

2 就学手続き等について

○外国人児童生徒の義務教育諸学校への就学手続き

公立の義務教育諸学校に、子どもを入学させたい時は、住んでいる市町村役場または市町村教育委員会で、外国人就学申請手続きをしてください。

私立の学校に子どもを入学させたい場合は、その学校に直接申し込んでください。

<参考>文部科学省「就学ガイドブック」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、遊び及び生活の場を設けて健全育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブの所在地、連絡先、入会の申し込み方法、サービスの種類等は、市町村役場にお問い合わせください。

3 教育内容について

(1) 教育課程（カリキュラム）

学校で学ぶ内容については、文部科学省が作成する学習指導要領によって決められています。それを基準にして、学校の教育活動は、①教科②道徳③外国語活動④総合的な学習の時間⑤特別活動によって編成されています。

①教科

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育について学習する時間です。外国語は、原則英語を学びます。

中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語について学習する時間です。

②道徳

人としてよりよく生きようとする心や態度を育てるために、自己をみつめ、人間としてのあり方や生き方の自覚を深めていく時間です。

③外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う時間です。

④総合的な学習の時間

教科の枠にとらわれずに、自然体験やボランティア活動や生産活動などの体験的な学習を取り入れて、問題を解決する力や学び方、ものの考え方を身に付けるとともに、自己の生き方を考える時間です。

⑤特別活動

学級での話し合い、運動会や音楽会、勤労体験などの活動を通して、一人一人のよさや可能性を伸ばし、友だちと協力してよりよい生活を築こうとする態度を身に付ける時間です。

(2) その他の教育活動について

(1) の学習内容でふれた学習のほかに、次のようなものがあります。

○清掃

毎日、学校で決められた時間帯に、児童生徒と先生で一緒になって、一斉に清掃をします。日本の学校では、清掃も大切な教育活動のひとつと考えています。

○給食

学校では、月曜日から金曜日まで給食があります。給食とは、給食センターなどの施設で作った食事を昼食として学級のみんなで食べることです。給食の準備や後始末は子どもたちが交替で行います。ただし、行事の都合で給食がないときなどは、家から弁当を持って行くことになります。給食費は自己負担です。

○行事

学校では、入学式、卒業式、参観日など1年間の間にいろいろな行事を行います。保護者に参加してもらう行事もありますので、そのときはなるべく学校に来てください。

○部活動

生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化、科学などに親しむ教育活動です。

4 進級・進学について

日本では、義務教育の期間は飛び級の制度はなく、入学（編入学）した学年から、順次、上級の学年へと進級します。また、病気などで長期間の学習の機会が失われた場合など、特別のケースを除いては、留年（原級留置）ということはほとんどありません。義務教育を修了した後、高等学校に進学する際は、通常は入学試験を受けることになります。

5 教育費について

(1) 教育費等

公立の小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の授業料や教科書は無料です。高等学校、特別支援学校高等部の授業料や教科書は有料です（ただし、所得に応じて高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を受給できる場合があります。特別支援学校には助成制度があります）。私立の小学校や中学校の授業料は有料です。

また、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、PTA※会費などの費用は、支払う必要があります。これらの費用を集める方法としては、現金で集金したり、個人の口座から引き落とされたり、学校指定の金融機関に振り込む場合があります。詳しいことについては学校から連絡があります。

※ 学校に子どもを入学させると、その保護者は自動的に、その学校のPTA (Parents and Teachers Association) の会員になります。PTAとは保護者と教職員が協力して、児童生徒の健全な成長を図るために、学習したり活動したりする団体です。PTA会費は、学校を保護者の立場で援助したり、保護者自身が学習したりする活動のための費用です。

(2) 高校段階での経済的支援について

国公立を問わず、授業料にあてるための高等学校等就学支援金を受給できます（受給要件あり）。また、私立高校等に通う場合、所得に応じて支給額が加算されます。返済の必要はありません。

また、低所得世帯には、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費など）を支援するための返済不要の高校生等奨学給付金を受給できます。

6 就学費の援助等について

(1) 就学支援（小・中学生）

小学校、中学校へ通う子どもたちが安心して勉強できるよう、経済的に困りの保護者の方に、教育費を援助する制度があります。

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの費用の支払いに困るときは、学校か市町村教育委員会に相談してください。

※ この制度は、公立だけでなく、私立、大学附属の小・中学校に通っている場合も適用を受けることができますので、各学校へお申し込みください。

(2) **参考** 奨学金、授業料減免制度（高校・大学生等）

経済的理由で修学が困難な高校生・大学生等のための奨学金制度があります。

いずれも平成28年4月現在の金額です。

①鳥取県が行っている奨学金（鳥取県育英奨学資金）

貸与月額	高 校 等	国公立	自宅通学の場合	18,000円
			自宅外通学の場合	23,000円
	私 立	自宅通学の場合	30,000円	
		自宅外通学の場合	35,000円	
大 学 等	国公立		45,000円	
	私 立		54,000円	

※高校分は4月中に、大学分は8月中に各高等学校等に申込をしてください。

高校奨学金の申込には所得基準が、大学奨学金の申込には所得基準と成績基準があります。

②日本学生支援機構が行っている奨学金(第1種：無利息分)

貸与月額	高 専	国公立	自宅通学の場合	21,000円
			自宅外通学の場合	22,500円
	私 立	自宅通学の場合	32,000円	
		自宅外通学の場合	35,000円	
大 学	国公立	自宅通学の場合	45,000円	
		自宅外通学の場合	51,000円	
	私 立	自宅通学の場合	54,000円	
		自宅外通学の場合	64,000円	
*上記によらず、30,000円を 選択することもできます。			30,000円	

※在学している学校等に申込をしてください。
申込には所得基準と成績基準があります。

○私立高等学校の授業料減免制度

学校によっては、授業料を免除する制度があります。（詳しくは、各学校にお問い合わせください。）

7 主な年間行事の例

日本の学校は毎年4月に始まり、3月に終わります。学年はいくつかの期間に区分（学期）されており、市町村によって3学期制の場合と2学期制の場合があります。

各学期の主な学校行事は次の通りです。学校行事の名称や実施時期などは学校により異なります。

【1学期】（4月～7月）

***【前期】（4月～9月）2学期制の場合**

始業式（4月）

第1学期の始まりを告げる行事です。

入学式（4月）

1年生に入学する児童生徒を迎え、祝福する行事です。児童生徒並びに保護者は、通常、正装して入学式に出席します。

身体測定・健康診断（4月～6月）

児童生徒の身長、体重などの発育の様子を測定し、児童生徒の身体の様子・健康状態を医者が診断します。

遠足

教室ではできないことを校外に出て、自然や歴史・文化に親しみながら学ぶためのフィールドトリップです。

授業参観

保護者が学校へ行き、勉強している児童生徒の様子を見ます。

学級懇談会

担任と保護者の方々に学級のことや児童生徒のことについて話し合います。授業参観のあとに行われることが多いです。

家庭訪問

学級担任が家を訪問し、保護者と話をします。

水泳

夏になると体育の授業で水泳をします。

個人懇談会

担任と保護者が個別に児童生徒の学校生活や勉強について話をします。

終業式（7月）

第1学期の終わりを告げる行事です。成績表が渡されます。

夏休み（7月末～8月末）

約30～40日間の休みです。

【2学期】（9月～12月）

* **【後期】（10月から3月）** 2学期制の場合、後期が始まる前に秋休みがあります。

始業式（9月）

第2学期の始まりを告げる行事です。

運動会・体育祭

短距離走やリレー、玉入れやダンスなどをしたり、学級の友達の応援をしながら、運動に親しむ行事です。学校によっては、保護者なども参加できる種目を用意しています。

避難訓練

地震や火事に備えて訓練します。

音楽会・文化祭・学習発表会

合唱や楽器の演奏、演劇発表、学習で製作した作品の発表、展示などを行います。

終業式（12月）

第2学期の終わりを告げる行事です。成績表が渡されます。

冬休み（12月末～1月初め）

約2週間の休みです。

【3学期】（1月～3月）

始業式（1月）

第3学期の始まりを告げる行事です。

卒業式（3月）

卒業証書を渡し、卒業を祝う行事です。卒業する児童生徒の保護者も参加します。

修了式（3月）

第3学期の終業式であるとともに、1年の締めくくりを行う行事です。成績表が渡されます。

春休み（3月末～4月初め）

修了式が終わると春休みになります。この休みが終わると進級して、4月から新しい学年で勉強することになります。

【学年別の大きな行事】

修学旅行

主として小学校6年生、中学3年生が対象です。いろいろな名所・施設を見学したり、体験活動をしたりします。

職場体験学習

中学2年生が対象です。1週間程度、学校を離れて、地域社会（保育所、商店、事業所等）の中で、さまざまな体験活動を行います。

宿泊訓練

宿泊を伴って、集団で生活をする訓練をします。

8 学校の日

【小学校】

【中学校】

登校

登校

(全校朝会)・・・学校によって違いますが、月に1回、全校の児童生徒が集まり校長先生などの話や連絡を聞きます。
 (朝の会)・・・学級単位で自分たちの生活について話し合います。
 (朝読書・朝自習)・始業前10～15分間、朝読書や計算練習、漢字練習などする学校もあります。

始業

始業

授業

授業

- ・1時限は45分授業が多いです。
- ・午前中に4つ程度の授業があります。
- ・ほとんどの授業は、担任の先生が中心になって指導します。
- ・授業はすべて日本語で行われますが、外国語活動の時間には、外国語（原則は英語）をとおしたコミュニケーションを行います。

- ・1時限は50分授業が多いです。
- ・午前中に4つ程度の授業があります。
- ・教科は、専門の先生が担当します。
- ・外国語以外の授業はすべて日本語で行なわれます。

給食

昼食

給食がない場合は、弁当を持って来ます。

給食で、健康上、あるいは宗教上の理由により食べることができないものがあるときは、学級担任にお知らせください。

昼休み、清掃

昼休み、清掃

・授業がすべて終わってから清掃をする学校もあります。

授業

授業

- ・午後は、学年や曜日によって違いますが、1つまたは2つの授業があります。
- ・終業時刻は、学年や曜日によって違います。
- ・放課後、学級・学校の用事やスポーツ活動などで、下校の時間が違ってきます。

終業

終業

部活動：放課後、担当の先生（顧問）等の指導のもとで行われる活動で、スポーツや文化活動を行います。

9 学校でのきまり

学校での集団生活を健康で安全で楽しく送るために、いろいろなきまりがあります。日本の学校生活に早く慣れて、楽しい学校生活を送りましょう。わからないことは先生や日本の友だちに何でも聞いてください。

○登校時刻と通学路

- ・学校へは（ : ）までに登校してください。
- ・それぞれの学校で児童生徒の安全確保のためなるべく危険の少ない道を学校が決めます。これを通学路といいます。
- ・基本的には徒歩通学ですが、スクールバスを利用する学校があります。
- ・小学校では、家の近い児童が集まって、集団で登校することがあります。
- ・中学校では、自転車通学が許可されることもあります。

○欠席の連絡

- ・学校を欠席する場合、その日の始業時刻（ : ）までに直接保護者から、次のいずれかの方法で学校に連絡してください。
電話（ - ）
ファクシミリ（ - ）
欠席届または連絡帳・・・近所の友だちに預けて学校に届けてもらう。

○学校休業日

- ・日曜日、土曜日及び国民の祝日は、学校はお休みです。
- ・休みの日に学校行事があるときは、基本的に代替りの授業日が休みになります。
- ・代替りの休みを設けず、土曜日に授業を行う「土曜授業」が実施される場合があります。

国民の祝日

1月1日	元日	7月第3月曜日	海の日
1月第2月曜日	成人の日	8月11日	山の日
2月11日	建国記念の日	9月第3月曜日	敬老の日
3月20日頃	春分の日	9月23日頃	秋分の日
4月29日	昭和の日	10月第2月曜日	体育の日
5月3日	憲法記念日	11月3日	文化の日
5月4日	みどりの日	11月23日	勤労感謝の日
5月5日	こどもの日	12月23日	天皇誕生日

※ 国民の祝日が日曜日のときは、月曜日が代わりに休みになります。

○長期休業日

- 夏休み 7月 日～ 8月 日
- 秋休み 10月 日～ 10月 日
- 冬休み 12月 日～ 1月 日
- 春休み 3月 日～ 4月 日

○出席停止

- ・次のような感染症にかかったときは、医者から登校許可がおりるまで学校を休ませてください。（インフルエンザ 麻疹 風疹 流行性耳下腺炎 水痘 等）

○健康と安全

- ・学校では、定期的に身体検査を行います。
- ・学校で病気になったり、けがをした場合は先生に言ってください。保健室で応急手当をしたり、休養することができます。
- ・学校での事故やけがに備えて「日本スポーツ振興センター」の「災害共済給付」制度、が設けられています。掛け金の一部（400円程度）は保護者の負担です。

○その他の学校生活について

- ・登校してから下校するまでに校外へ出る場合は先生の許可をもらいます。
- ・校舎内に入るときは上履きに、体育館では体育館シューズに履き替える学校もあります。
- ・不必要なお金や貴重品、いらぬものは持ってこないようにしましょう。
- ・持ち物には名前を書いておきましょう。
- ・服装や頭髪についてきまりが定められている場合があります。

○学校で必要なもの

- ・教科書は学校で渡します（無償）。
- ・次の学用品は、保護者が用意してください。

かばん：ランドセル てさげかばん

文房具類：ふでばこ 消しゴム 定規 鉛筆 赤鉛筆 下敷き クレヨン 色鉛筆
はさみ のり など

給食の時間に必要なもの：マスク マスクいれ はし はしばこ など

体育の時間に必要なもの：体操服 体操帽 体育館シューズ くつぶくろ

※ 体操服は、学校で指定されていますので、学校にご相談ください。

その他：名札 ぞうきん ハンカチ ちり紙(ティッシュペーパー) など

※ 持ち物には必ず名前を書いておいてください。